

産業廃棄物の処理の用に供する施設の立地に関する基準

令和元年（2019年）9月1日 改正

第1 趣旨

この基準は、熊本県産業廃棄物指導要綱（以下「指導要綱」という。）第12条の規定により、処理施設の立地に関し必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の定義は、指導要綱第2条に定めるところによる。

第3 対象施設

この基準は、次に掲げる処理施設について適用する。

- (1) 産業廃棄物処理施設
(排出事業者が排出事業場内に設置する場合を除く。)
- (2) (1) 以外で、処理業者が設置する処理業に伴う産業廃棄物の処理の用に供する施設

第4 立地要件

第3に掲げる処理施設を設置しようとする者は、指導要綱第17条第1項に規定する事業計画書の提出時に、次の(1)及び(2)に規定する事項を満たすものとする。

- (1) 次の要件を満たしていること。
 - ア 予定地の使用権原、承諾が得られていること。
 - イ 関係法令の規制を受けている場合は、関係法令による許可等が得られるものであること。
 - ウ 搬入道路（国道、県道、市町村道は除く。）は、通行するための使用権原又は承諾が得られ、道路幅員は車両の通行に支障がないこと。
 - エ 県及び市町村の都市計画、開発計画との整合が図れること。
 - オ 次に掲げる処理施設にあつては、上水道、簡易水道水源等への影響を及ぼすおそれがないこと。
 - (ア) 最終処分場
 - (イ) 処理施設からの排水を放流するにあたり、排水処理設備が必要な中間処理施設
 - (ウ) 特別管理産業廃棄物を処分する中間処理施設
- (2) 次の事項に十分留意すること。
 - ア 河川、水路、湖沼等及び地下水の汚濁による生活環境への影響の恐れがないこと。
 - イ 大気汚染、騒音、振動、悪臭等による生活環境への影響のおそれがないこと。
 - ウ 隣接する道路、河川、水路等の公共施設に影響を与えるおそれがないこと。